

クダー刻文の和訳

定 方 晟

ポンペイの南45マイルのところにクダー仏教遺跡がある。Burgess, J.: Report on the Buddhist Cave Temples and their Inscriptions, Archaeological Survey of Western India, Vol. IV, London, 1883 (Reprint, Varanasi, 1964) [以下、Burgess 本と呼ぶ] の pp. 12—17 には26の窟院と28の刻文が言及されている。巻末には刻文の見とり写しが掲載され (plate XLV, XLVI)、pp. 84—88にはそれをローマ字化したものと英訳とがある。私はそのローマ字文を、英訳を参照しながら、和訳する。

Burgess 本によると、刻文は「ペーリ語」で書かれているので古い時代のものである。ただし、No. 7、No. 8、No. 9、No. 10はサンスクリット語で書かれており、西暦5世紀から6世紀に属する。これら四つのサンスクリット刻文はNo. 6のペーリ語の刻文と同じ窟院 (Cave 6) に存在する。つまり、あるひとたちが既成の窟院に新たに彫刻を施して、その傍らに文字を刻んだのである。

奉獻者のなかには貿易商 (seṭhi) や組合長 (sathavaha) がいる。1世紀のなかごろアレクサンドリアの船乗りと思われるひとが『エリュトラ海案内記』を書いた。これはインドに出かけるローマ世界の商人たちにとってのいわばガイドブックであるが、当時の貿易の盛んなさまをいまに生き生きと伝えている。この本のなかに、インドの港市セーミュラが登場する。クダーはこれに近い。クダーの窟院に名をのこした貿易商たちはローマ世界の商人と交渉をもった人たちかもしれない。

インド語原文を掲げるにあたっては、Burgess 本の ri, ch, chh, sh, 長音符 ^ はそれぞれ r, c, ch, s, 長音符 ~ に改めた。各刻文には静谷正雄『インド仏教碑銘目録』平楽寺書店、1979、の碑文番号を付しておく。ちなみに、静谷氏のNo.542は本論には存在しない。

No. 1 (Cave 1) 静谷 No. 537

mahābhōjiya saḍageriya vijayāya putasa mahābhōjasa marīdavasa khaṇḍapāli-tasa lekhakasa
sulasadataputasa utaradatāputasa ca sivabhūtisa saha bhayāya naṁdāya deya-dhaṁmaṁ [*lenam* ||]

藩王妃サダゲリー・ヴィジャヤーの息子である藩王マンダヴァ・カンダパーリタ（に仕える）書記であり、スラサダタの子にしてウタラダターの子（すなわちスラサダタを父としウタラダターを母とする息子）なるシヴァブーティが、妻ナンダーとともに

クダー刻文の和訳

(おこなう) 窟院の布施行。

No. 2 (Cave 3) 静谷 No. 538

… bhūtiśa
… lenam
… ブーティの…窟院。

No. 3 (Cave 5) 静谷 No. 539

poḍhio be 2 deyadhamam.
…水槽二(2)基の布施行。

No. 4 (Cave 5) 静谷 No. 540

sidham therā(nam bhadamta) s[iva]da-
taṇa a(tevāsino) pava(da)ta-
sa go ā (da)ma leṇam
sātimita

yā ya

成就あれ。長老である大徳シヴァダタの弟子である…の窟院の布施行。…サーティミ
タ…。

No. 5 (Cave 5) 静谷 No. 541

siddham therāṇam bhadata pā(sā)timitāna bhadamta
āgimita(tā)(na) ca bhāgīneyiya pāva-
yitikāya nāganikāya duhutaya pāva-
yitikāya padumamnikāya deyadhammam
leṇam poḍhi ca sahā atevāsiniya bodhiya
saha ca ativāsiniya asālhamitāya []

成就あれ。長老である大徳サーティミタと大徳アーギミタ(両者)の姪(=姉または妹の娘)であり、出家者ナーガニカーの娘である出家者パドゥマニカ¹⁾の布施行なる窟院と水槽。女弟子ボーディおよび女弟子アサーラミターとともに。

1) すなわち、大徳サーティミタと大徳アーギミタと出家者ナーガニカーは兄弟姉妹である。原文は構文上つぎのようにも訳せる。「大徳サーティミタと大徳アーギミタ(両者)の姪(=姉または妹の娘)である出家者ナーガニカーの娘である出家者パドゥマニカ。」この場合、パドゥマニカは両大徳の姪ということになり、両大徳と彼女との年齢差はかなり開く。パドゥマニカは弟子を持つくらいだから若くないとすれば、両大徳はかなりの老人ということになる。

No. 6 (Cave 6) 静谷 No. 543

mahābhōjīya sāḍagēriya vijayāyal)

mahābhōjasa māṁdavasa khamdāpālitasa upajīvinam
sulasadatasa utaradatāya ca putānam bhātūnam lekha-
kā sivabhūtimhā kaneṭhasa sivamasa deyadharṇmam lenam
saha bhāyā vijayāya putānam ca sa sulasadatasa siva-
pālitasa sivadatasa sapilasa ca selarūpakanam duhutūnam
sa sapāya sivapālitāya sivadatāya sulasadatāya ca thaṁbhā

藩王妃サダグリー・ヴィジャヤーの息子である藩王マンダヴァ・カンダパーリタに仕える兄弟たち——スラサダタとウタラダターの息子たち（すなわちスラサダタを父としウタラダターを母とする息子たち）——のうちの書記シヴァプーティの次弟²⁾のシヴァマ³⁾が妻ヴィジャヤーとともに（おこなう）窟院の布施行⁴⁾。その息子スラサダタ、シヴァパーリタ、シヴァダタ、サピラの（布施行なる）石彫。その娘（嫁？）⁵⁾サバー、シヴァパーリター、シヴァダター、スラサダターの（布施行なる）柱（複数）。

1) 図版では Vijayāya のうしろにはっきり putasa と書いてある。

2) sivabhūtimhā kaneṭhasa sivamasa (Skt. śivabhūteḥ [abl.] kaniṣṭha [kanaの最上級] sya śivamasya) の正確な意味はとりにくい。Burgess 本は、Sivama をして his next younger brother (p.13) といったり、the youngest, after the writer Sivabhuti among the brothers (p.85) といったりしている。実際、「比較級は Ab. と共に用いられ、・・・最上級は G. 或いは L. と共に用いられる」(辻直四郎『サンスクリット文法』岩波全書、p.68) からである。しかし、一方、「比較級が最上級の代わりに用いられ、逆に後者が前者の代りをすることがある」(同上)。Monier の辞書にも Kaniṣṭha の訳の一つとして younger brother をあげている。ここでは、これらの説明にしたがって「次弟」と訳した。

3) Burgess 本は、解説の部でシヴァマをシヴァシャルマンと呼んでいる。

4) Burgess 本は、妻ヴィジャヤーは息子たちと組んで（夫とではなく）布施をおこなったと考えている。しかし、bhāyā vijayāya は saha の支配をうけて具格であり、putānam は属格であり、形のうえで揃わない。

5) Burgess 本は、サバー (Skt. sarpa)、シヴァパーリター、シヴァダター、スラサダターをそれぞれサピラ (Skt. sarpila)、シヴァパーリタ、シヴァダタ、スラサダタの妻と考える。すなわち、かれは妻の名は夫の名に由来していると考えるのである。

No. 7 (Cave 6)

deyadharmaṇam sākyopā-

sika[kā] vyāghra[ghri]kāyā yad atra

puṇya[m̄] tadbhavatu mātāpitṛpū-

r̄vvaṅgamaṇam kṛtvā sarvvasatvāṇā[m̄] anuttari[ra]jñā-

nāvāpa[pta]ya[ye ||]

クダー刻文の和訳

これは釈迦（の）優婆夷であるヴィヤーグリカの布施行である。そこに存する福德は母と父を始めとする一切衆生の無上の知恵の獲得のためになりますように。

No.8 (Cave 6)

deyadharma^m sākyabhikṣusa ...
sya yad atra punyam tad bhavatu mātā[pitṛpūrvā]
ñgamamāñ kri[kr̥]tvā sarvvasatvāñ[m anuttarajñānāvāptaye]

これは釈種比丘であるサ…の布施行である。そこに存する福德は母と父を始めとする一切衆生の無上の知恵の獲得のためになりますように。

No.9 (Cave 6)

deyadharma^m sākyabhikṣu[kṣo].-
rbuddhasigha[simha]sya mātāpitṛ-
pūrvvañgamañ kṛtvā bhaṭāka[rka]cam[ca] ya-
datra puñyam tad bhavatu sarvvasatvā-
nām anuttarajñānāvāptaye [||]

これは釈種比丘であるブッダシンガの布施行である。そこに存する福德は母と父と師とを始めとする一切衆生の無上の知恵の獲得のためになりますように。

No.10 (Cave 6)

(1) deyadharma^m sākyabhikṣoḥ
sañghadevasya atra ca
1) cemdinakhetra[m] badhvā²⁾ dī-
pamūlya buddhasya
dattam [||]

(2) yo lopaye[t]
pa[m]camahāpā
takaba[sam]yukto bhave[t] ||

(1) これは釈種比丘であるサンガデーヴァの布施行である。またこれに関連して
(atra) チェーンディナ畑をもとにブッダの灯明料を寄進する。

(2) 「破壊する者は五大罪³⁾にふさわしき者となるべし。」

1) 図版には kṣe とある。

2) Skt. baddhvā (\sqrt{bandh} の ind. participle)?

3) 五大罪 (pañca-mahā-pātaka) とは、バラモン殺し、飲酒、窃盜、師の妻を盗むこと、以上の四つの罪を犯す人と交わること。

No.11 (Cave 7) 静谷 No.544

māmakavejiyasa vejasa isirakhitupāsaka-.
sa putasa vejasa somadevasa deyadhammamāñ leñamāñ

putasa ca sa nāgasa isirakhitasa sivaghosasa ca
duhutuya¹⁾ ca isipālitāya pusāya dhammāya sapāya ca [||]

マーマカ医師族（？）の医師であり優婆塞であるイシラキタの息子、医師ソーマデーヴァが、その息子のナーガ、イシラキタ、シヴァゴーサ、娘のイシパーイター、プサー、ダンマー、サーとともに（おこなう）窟院の布施行。

1 Cf.matuya:sing. gen. 水野弘元『パーリ語文法』山喜房仏書林、昭和30年、p.81.

No.12 (水槽) 静谷 №.545

maññavānañ parusa[si ?]vama-
sa pa[pu]tasa kumārasa
madavasa deyadhama [||]

マンダヴァ族の（長であるシヴァマの息子である？）マンダヴァ族のクマーラの布施行。

No.13 (Cave 9) 静谷 №.546

ayitilu upāsakasa bāñmhanasa bhayāya bhayilāya bāñmaniya cetiyagharo de-yadhaññamāñ [||]

バラモンのアイティル優婆塞の妻でバラモンのバイラーの布施行なる祠堂。

No.14 (Cave 10) 静谷 №.547

mālākārasa vadhuksa putasa ma(ā)lākārasa sivapiri(?pāli)tasa deyadhaññma leñāñ [||]

園丁ヴァドゥカの息子の園丁シヴァピリタの布施行なる窟院。

No.15 (Cave 11) 静谷 №.548

mahābhōja bā[likāya]...
maññaviya i...

藩王の娘（？）…にしてマンダヴァ族の女なるイ…の（布施行なる窟院）…。

No.16 (Cave 12) 静谷 №.549

rājamacasa hālasa [duhu]-
tāya goyamāñmāñ [leñāñ]

王の大臣(Skt.rāja-amātya)ハーラの娘ゴーヤンマーの（窟院）。

No.17 (Cave 13) 静谷 №.550

mahābhoyasa sādakarasa sudam̄sañasa duhutuya vijayanikāya deyadhaññamāñ

クダー刻文の和訳

lena [||]

藩王サーダカラ (=サーダカルニ家の出の?)・スダンサナ (=スダルシャナ?)の娘(?)であるヴィジャヤニカーの布施行なる窟院。

No.18 (Cave 14) 静谷 No.551

karahākaḍakasa lohavāṇiyiyasa mahikasa

deyadhammam̄ leṇam̄ [||]

カラハーカダ在住の金物屋マヒカの布施行なる窟院。

No.19 (Cave 14 わきの水槽) 静谷 No.552

gahapatino vasulasa

seṭhino sanā[*napodhi*]

組合長にして家長なるヴァスラの沐浴 (Skt.*snāna*) (水槽)。

No.20 (Cave 15) 静谷 No.553

mahābhōje mañdave kochipute velidate ahilasa putasa adhagachakasa rāmada-tasa deya-

dharma cetiyagharo uyarako¹⁾ ca bhayāva²⁾ velidatāva deyadhammam̄ uyarako [||]

コーチー (=カウツァ族の女)を母とする、マンダヴァ族のヴェーリーダタが藩王であるときに、アヒラの息子でアダガチャカであるテーマダタが(おこなう)祠堂と小室の布施行。その妻ヴェーリーダターの布施行なる小室。

1) Skt. uparodhaka?

2) 図版では bhayāva のうしろに sa がある。

No.21 (Cave 16) 静谷 No.554

sa. sā [n]hu...

savar̄m̄ ca āṁtvāśinya bodhiya [||]

[(身分の高い)縁者ヴェンフヤーとともに。] および女弟子ボーディーとともに。

No.22 (Cave 16) 静谷 No.555

sidham̄ therāṇa bhayata

vijayāṇa ātvāśiniya

pavañtikāya sapilāya

deyadhammam̄ leṇam̄ saha sā-

lohitāhi veṇhuyāhi sa[ha] ca

ātivāsiṇiya bodhiya

成就あれ。長老・大徳ヴィジャヤの女弟子である出家者サピラーの布施行なる窟院。

(身分の高い) 縁者ヴェンフヤー1)とともに。および女弟子ボーディとともに。

- 1) 女性の名。Burgess 本が *venerable Venhuyā* と訳しているのは、*venhuyāhi* という複数形を尊敬の複数形とするからであろう。

No.23 (Cave 16) 静谷 No.556

mālākārasa mugudā[*sasa*] de-
yadhaṇīma podhi [||]

園丁ムグダーサの布施行なる水槽。

No.24 (Cave 17) 静谷 No.557

koṭa svāmiputasa gaha[*pu*]tiṇo sathavāhasa1) nāgasa leṇam̄ deyadhaṇīma
[||]

…スヴァーミの息子であり家長であり貿易商であるナーガの布施行なる窟院。

- 1) Skt.*sārthavāha* (*sa-artha-vāha*, 薩宝)

No.25 (Cave 18) 静谷 No.558

seṭhiṇo vasulaṇaka-
sa deyahaṇīmam̄ leṇa [||]

組合長ヴァスラナカの布施行なる窟院。

No.26 (Cave 21) 静谷 No.559

sethiṇo vasulaṇakasa
deyadhaṇīma podhi [||]

組合長ヴァスラナカの布施行なる水槽。

No.27 (Cave 23) 静谷 No.560

sathavāhasa vehamitasa bitiyikaya sivadatāya pū-
saṇakamātuya deyadhaṇīmam̄ leṇam̄ [||]

貿易商ヴェーハミタの妻で、プロサナカの母であるシヴァダターの窟院の布施行。

No.28 (Cave 24) 静谷 No.561

saṭhavāhasa aca[la]
dāsasa

クダ-刻文の和訳

asālamitasa [le]na[m] deyadharma saha
[ta]sa patho(?) deya(?)

貿易商アチャ(ラ)ダーサの(息子である)アサーラミタの窟院の布施行。…とともに
に。…